



株式会社フェイスネットワーク

第24回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都渋谷区神宮前5-31
TRUNK(HOTEL) 2階 KEYAKI

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3489/>



証券コード3489
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号

株式会社フェイスネットワーク

代表取締役社長 蜂 谷 二 郎

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://faithnetwork.co.jp/ir/irlibrary/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 <https://s.srdb.jp/3489/>

当日ご出席されない場合は、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月24日(火曜日)午後6時までに4頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、インターネットまたは書面により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前五丁目31番
TRUNK(HOTEL)(トランクホテル) 2階 KEYAKI
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「会計監査人の状況」「会社の体制および方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

期末配当について

当期の期末配当につきましては、2025年5月26日開催の取締役会において、1株当たり98.5円とすることを決議いたしました。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金98.5円
配当総額 972,902,132円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日

招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!



「ネットで招集」のご案内

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

アクセスはこちら

<https://s.srdb.jp/3489/>

抽選で電子チケットが当たるプレゼントキャンペーンを6月30日まで実施中!



議決権行使ウェブサイト・「スマート行使」に簡単アクセス!

こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。

「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用 QR コード」を読み取りください。1回に限り「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

(「移動」を選択した場合、議決権行使ウェブサイトへアクセス可能です。)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



5頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトログインしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2025年 6 月24日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで**

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

**2025年 6 月24日（火曜日）
午後6時00分到着分まで**

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2025年 6 月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）**

※ インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

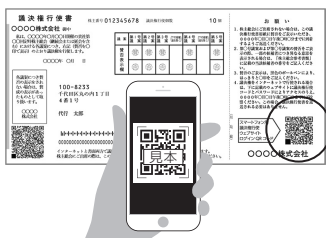
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

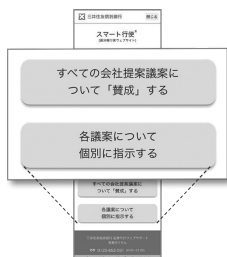
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

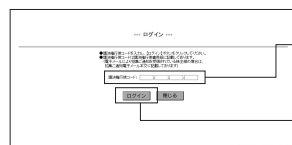
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

(1)提案の理由

当社商品の付加価値の向上や顧客に対するサービスの一層の充実を図るための新たな事業展開に対応し、また、当社保有物件を有効活用するための新たな施策に備えるため、現行定款第2条につきまして目的事項を追加いたしたく存じます。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～26. (条文省略)	1～26. (現行どおり)
(新 設)	<u>27. インテリア、家具、美術工芸品、室内装飾品の販売</u>
(新 設)	<u>28. 食料品、茶葉の卸売り及びインターネット等を利用した通信販売</u>
(新 設)	<u>29. 屋外広告業</u>
<u>27. 前各号に附帯する一切の業務</u>	<u>30. 前各号に附帯する一切の業務</u>
第3条～第42条 (条文省略)	第3条～第42条 (現行どおり)

第2号議案

監査等委員でない取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員でない取締役3名全員の任期が満了いたします。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため監査等委員でない取締役を1名増員し、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問を経て取締役会で決定しております。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		年 齢	現在の当社における地位および担当	取締役 在任年数	取締役会 出席状況
1	はちや じろう 蜂 谷 二 郎	再 任	55歳	代表取締役社長 不動産部門、不動産特定共同事業管 掌	23年	100% (20回/20回)
2	やまもと たかゆき 山 元 孝 行	再 任	55歳	常務取締役 工事部門、設計部門、広報企画、 FAITHアセットマネジメント(株)管掌	11年	100% (20回/20回)
3	いしまる ようすけ 石 丸 洋 介	再 任	42歳	取締役 管理部門（経理、財務、総務人事、 法務）管掌 上席執行役員 経理部、財務部担当	6年	100% (20回/20回)
4	おく けいじ 奥 啓 二	新 任	51歳	上席執行役員 不動産部担当	—	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	はち や じ ろう 蜂 谷 二 郎 (1969年10月2日生)	1988年 4 月 2001年10月 2004年 6 月 2004年 9 月 2018年10月 2021年 1 月 2023年 6 月 2023年 7 月	世田谷信用金庫入社 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 有限会社クロスカレント代表取締役 有限会社ファイブセンス代表取締役 グランファンディング株式会社 （現・FAITHアセットマネジメント株式会社）代表取締役就任 FAITHアセットマネジメント株式会社取締役（現任） Hash DasH Holdings株式会社取締役就任（現任） 株式会社岩本組代表取締役会長就任（現任）	302,316 株
◆取締役候補者とした理由 蜂谷二郎氏は、2001年10月に当社を設立以来、代表取締役として当社の発展に尽力し、飛躍的な成長を導いてきました。当社の更なる成長と発展のためには同氏の強いリーダーシップが必要であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。				
2	やま もと たか ゆき 山 元 孝 行 (1970年 5 月19日生)	1993年 4 月 1997年 2 月 2001年 4 月 2004年 9 月 2010年10月 2013年 9 月 2019年 1 月 2021年 6 月 2022年 6 月 2023年 7 月	大木建設株式会社入社 一級建築士登録 ケーミナト一級建築士事務所入所 株式会社ダブリューホールディング入社 当社入社 当社取締役就任 当社執行役員就任 当社常務執行役員就任 当社常務取締役就任（現任） 株式会社岩本組取締役就任（現任）	170,679 株
◆取締役候補者とした理由 山元孝行氏は、当社入社以来、一級建築士としての知識、経験をもとに当社のプロジェクト全体に携わり、販売物件の品質向上に貢献してまいりました。今後もその知見を経営に活かして頂けると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	いし まる よう すけ 石 丸 洋 介 (1982年11月1日生)	2005年 8 月 2007年11月 2014年11月 2015年 7 月 2018年 2 月 2018年10月 2019年 6 月 2023年 6 月 2023年 7 月	税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所入社 税理士法人麻布パートナーズ 入社 当社出向 当社経営管理本部副本部長就任 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任（現任） 当社上席執行役員就任（現任） 株式会社岩本組取締役就任（現任）	126,979 株
◆取締役候補者とした理由 石丸洋介氏は、税理士法人にて会計・税務・経営コンサルティング業務を経験し、当社入社以前から管理部門構築に携わり、入社後から現在に至るまで管理部門において経営に携わってまいりました。当社の更なるガバナンス体制強化のためには同氏の経験と知識が必要であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。				
4	※ おく けい じ 奥 啓 二 (1973年12月17日生)	1999年 4 月 2003年 6 月 2010年 9 月 2015年10月 2018年 4 月 2018年10月 2023年 6 月	株式会社池田靖史建築計画事務所（現・株式会社IKDS）入社 株式会社ダブリューホールディングス入社 株式会社アドキャスト入社 当社入社 当社事業企画開発本部長 当社執行役員就任 当社上席執行役員就任（現任）	61,843 株
◆取締役候補者とした理由 奥啓二氏は、建築士事務所や不動産会社の勤務経験を経て、当社に入社し、2018年以降は執行役員として不動産開発部門を統括しつつ、プロジェクトマネージャーとして自社企画開発物件の収益性の向上に多大な貢献をしております。建築分野の豊富な知識に裏打ちされた企画力を経営に活かし、当社の更なる成長に貢献していただきたいと判断し、取締役候補者いたしました。				

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各監査等委員でない取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担

することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。各候補者が再任または選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、会社法第344条の2第2項による監査等委員会の請求により提出するものであり、当該候補者は、監査等委員会の指名によるものであります。

候補者 番 号	氏 名		年 齢	現在の当社における地位お よび担当	取締役 在 任 年 数	取締役会出 席状況	監査等 委員会 出席状況
1	くさはら ひろゆき 草 原 裕 之	再 任	69歳	取締役 常勤監査等委員	4年	100% (20回/20回)	100% (26回/26回)
2	かつき ゆうじ 香 月 裕 爾	再 任 社 外 独 立	67歳	社外取締役 監査等委員	8年	100% (20回/20回)	100% (26回/26回)
3	いしばし ゆきお 石 橋 幸 生	再 任 社 外 独 立	42歳	社外取締役 監査等委員	4年	100% (20回/20回)	100% (26回/26回)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	くさ はら ひろ ゆき 草 原 裕 之 (1956年 5 月25日生)	1979年 4 月 1996年 9 月 2009年 6 月 2015年10月 2016年 6 月 2021年 6 月 2023年 7 月	日本住宅金融株式会社入社 株式会社トーヨー・アド (現・T&Tアド) 入社 同社監査役就任 当社入社 当社監査役就任 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 株式会社岩本組監査役就任(現任)	2,400株
◆監査等委員である取締役候補者とした理由 草原裕之氏は、これまでの幅広い職務経験と常勤監査役としての経験を有しており、当社グループの業務に精通しております。今後も、常勤監査等委員として当社グループ全体のコーポレートガバナンス、リスク管理及び内部統制システムの実効性向上のために適切な人材であると判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。				
2	か つ き ゆう じ 香 月 裕 爾 (1958年 2 月 4 日生)	1990年 4 月 2008年 6 月 2016年 6 月 2017年 6 月 2021年 6 月 2024年 6 月	東京弁護士会に弁護士登録 小沢・秋山法律事務所入所 (現任) 日本アンテナ株式会社監査役 (現任) 当社監査役就任 当社取締役就任 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 弁護士法人小沢・秋山法律事務所 代表社員弁護士就任 (現任)	—
◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 香月裕爾氏は、弁護士としての高度な専門知識・経験等を有しており、社外監査役及び社外取締役として当社意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。また、取締役会議長や指名報酬委員会委員長を務め、当社の内部統制とコーポレートガバナンスの深化にも寄与してきました。今後も、その経験を取締役の職務執行に対する監督強化に活かしていただく事を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	いし ばし ゆき お 石 橋 幸 生 (1982年 9 月26日生)	2003年 4 月	中央青山監査法人入所	—
		2006年 4 月	公認会計士登録	
		2007年 8 月	税理士登録	
		2007年 8 月	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナース 代表 (現任)	
		2007年 9 月	株式会社スポブレ (現・株式会社ノーマーク) 取締役 (現任)	
		2009年 2 月	株式会社 I & I パートナース 代表取締役 (現任)	
		2017年 1 月	ティエムファクトリ株式会社 監査役 (現任)	
		2017年 6 月	当社監査役就任	
		2021年 3 月	株式会社 V R C 監査役就任 (現任)	
		2021年 6 月	当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	
		2025年 4 月	株式会社スマートラウンド戦略事業準備会社 監査役就任 (現任)	
◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 石橋幸生氏は、2017年 6 月から当社の社外監査役を務め、公認会計士・税理士としての高度な専門的知識・豊富な経験に基づき当社の監査に携わってきました。また、同氏は直接企業経営に関与された経験もあることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行する能力を有しているものと判断しております。今後もその知識・経験に基づき取締役の業務執行に対する監督を行って頂く事を期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。				

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 香月裕爾氏、石橋幸生氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は香月裕爾氏、石橋幸生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 香月裕爾氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって 8 年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって 4 年となります。
5. 石橋幸生氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって 4 年となります。また、同氏は、当社の社外取締役就任前は 4 年間、当社の社外監査役でありました。
6. 当社は、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨、定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、100 万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としておりま

す。草原裕之氏、香月裕爾氏、石橋幸生氏が取締役役に就任された場合、当社は当該取締役との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス

(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

氏名	地位・役職 (予定)	企業 経営	不動産	建築	金融	財務会計 税務	法務 リスク 管理	独立性 客観性
蜂谷 二郎	代表取締役社長	○	○		○			
山元 孝行	常務取締役	○	○	○				
石丸 洋介	取締役 上席執行役員	○				○	○	
奥 啓二	取締役 上席執行役員		○	○				
草原 裕之	取締役 常勤監査等委員				○			○
香月 裕爾	社外取締役 監査等委員						○	○
石橋 幸生	社外取締役 監査等委員	○				○		○

(注) 本表は各取締役・各監査等委員である取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

第 4 号議案

補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、会社法第 3 4 4 条の 2 第 2 項による監査等委員会の請求により提出するものであり、当該候補者は、監査等委員会の指名によるものであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
こば やし た きこ 小 林 多希子 (1975年 9 月26日生)	2006年10月	東京弁護士会に弁護士登録 小沢・秋山法律事務所入所	—
	2012年11月	通知税理士登録	
	2025年 4 月	ALIVE法律事務所入所（現任）	
◆補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 小林多希子氏は、弁護士としての専門的な法令等に関する知識及び法律実務経験を有しております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合に、その知識・経験を当社の監督体制の強化に活かしていただけることを期待して、補欠の監査等委員である取締役候補者としてしました。同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、補欠の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林多希子氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 小林多希子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨、定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、100 万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。小林多希子氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。小林多希子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以 上

事 業 報 告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復基調で推移しているものの、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策など米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響が景気を下押しするリスクがあり、先行きは依然として不透明な状況が続くことが見込まれます。

当社グループが属する不動産業界におきましては、2024年度の首都圏マンションの供給は前年度に対し17.0%減の2万2,239戸となりました。販売平均価格は7.5%上昇し8,135万円、平米単価は6.9%上昇し123.0万円と、平均価格は4期連続、平米単価は13期連続で上昇し、過去最高値を更新するという状況となりました（「首都圏マンション市場動向2024年度」、(株)不動産経済研究所調べ）。

新築分譲マンションの供給戸数が減少し価格が高騰する中、好立地の賃貸マンションへの入居需要は高く、この流れを受け高い入居率により安定した収益が見込める東京の人気エリアにある居住用賃貸不動産への投資需要は引き続き旺盛であると捉えております。

このような状況の中、当社グループは開発物件の物件価値向上に積極的に取り組み、販売単価の向上を図りながら、城南3区を中心に新築一棟マンション「GranDuo」シリーズ及び高級レジデンス「THE GRANDUO」シリーズの企画開発を推進するとともに、子会社化した岩本組への当社開発物件の施工促進など、事業基盤の強化とシナジーの創出に積極的に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高29,915,894千円（前期比34.2%増）、営業利益4,519,032千円（前期比116.2%増）、経常利益4,106,943千円（前期比130.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,769,383千円（前期比193.6%増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 不動産投資支援事業

不動産投資支援事業につきましては、不動産商品21件、建築商品7件等を販売いたしました。売上高は29,046,185千円（前期比35.1%増）、セグメント利益は4,348,061千円（前期比121.0%増）となりました。

② 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業につきましては、管理戸数が堅調に増加したことから、売上高は869,709千円（前期比10.2%増）、セグメント利益は170,971千円（前期比39.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は470,458千円であります。主な設備投資の内容は、当社物件広告用ビルの取得に伴う土地建物461,545千円であります。設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

新築一棟マンションの用地仕入資金として物件ごとに必要に応じて各金融機関より資金調達をしております。運転資金の機動的な調達を行うため、取引金融機関と総額21億9百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

① DX推進による優良な自社企画開発物件の安定供給体制の強化

自社企画開発物件である投資用新築一棟RCマンション「GranDuo」シリーズ及び高級レジデンス「THE GRANDUO」シリーズを安定的に供給する体制づくりは重要な課題です。人員の拡充・情報収集網の構築による用地仕入力及び設計開発力の強化を引き続き推進するとともに、課題解決のため、当社グループのビジネスモデルの基盤となるワンストップサービスにおけるDXを推進し、安定供給体制の強化を図って参ります。用地仕入、顧客管理、業務管理等のシステムを戦略的に統合し、必要なデータを社内はもちろん、取引先や業者と連携・共有することで、より密な連携を図るとともに、迅速且つ適切な意思決定に繋げ、物件開発のスピードを向上させて参ります。これらの取り組みにより、当社物件の商品価値を高め、入居率を保持する物件の企画開発を推進してまいります。

② 自社企画開発物件の品質維持・向上

当社グループにおいて自社企画開発物件の品質は重要と捉えております。今後事業規模の拡大により取扱物件数が増加しても品質を維持していくため、当社グループの特徴であるワンストップサービス体制の強化と優良な工事下請け業者の確保、優良な人材の確保及び教育研修の充実を図っております。社内に設計・施工部隊から独立した品質管理部隊を設け品質の維持・向上を図っております。また、優良な工事下請け業者の確保のため、安全協力会を設置し工事下請け業者との協力体制の強化を図っております。

③ ブランド力の強化及び知名度の向上

当社グループが供給する新築一棟RCマンション「GranDuo」シリーズ及び高級レジデンス「THE GRANDUO」シリーズは城南3区を中心に展開しております。城南3区を中心としてブランド力を強化し、知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規入居者獲得を行うことが、販路拡大につながるため、当社グループでは、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保及び教育研修の充実

当社グループの安定的な成長のためには、不動産の仕入、設計、施工、管理、販売及び入居者募集といった専門的な知識及び経験を有する人材や一級建築施工管理技士、一級建築士等の専門的な資格を有する優秀な人材を継続して確保、育成することが重要だと考えております。入社後も定期的に教育研修の機会を与え、専門能力や知識の維持向上を図ってまいります。

⑤ 財務基盤の維持・充実

安定的かつ継続的に自社企画開発物件を提供していくためには、金融機関からの資金調達が不可欠であり、金融機関との良好な取引関係を保つことが、安定した借入を継続的に行っていくため必要となります。常に様々な視点から当社グループのおかれている状況を分析し、定期的に金融機関に業績説明を行い、良好な関係を維持することに努めて参ります。

⑥ コンプライアンス経営の強化

当社グループは、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社グループの継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部、監査等委員会、会計監査人との連携を強化することが監査機能の充実を図り、コンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

⑦ 新規事業の展開について

当社グループは、主力事業である新築一棟マンション販売を中心に堅調に成長しておりますが、当社グループの更なる成長の加速と事業の拡大のため、新規事業の開拓を行っていくことが必要不可欠と考えております。中長期的な視点で新規事業を育成し、将来の中核事業の一つへと発展・拡大させるため、企画立案力の強化、人材確保及び積極的な営業活動に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2021年度 第21期	2022年度 第22期	2023年度 第23期	2024年度 (当連結会計年度) 第24期
売 上 高	— 千円	— 千円	22,284,509 千円	29,915,894 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	— 千円	— 千円	943,295 千円	2,769,383 千円
1 株当たり当期純利益	— 円	— 円	95.59 円	280.42 円
総 資 産	— 千円	— 千円	26,609,442 千円	30,036,340 千円
純 資 産	— 千円	— 千円	7,431,701 千円	9,765,296 千円

(注) 第23期より連結計算書類を作成しておりますので、第22期以前の各数値は記載しておりません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は 出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社岩本組	20,000 千円	100 %	建築工事の施工及び設計
FAITHアセットマネジメント株式会社	10,000 千円	100 %	第二種金融商品取引業等

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
不動産投資支援事業	新築一棟マンションの販売/請負工事/設計
不動産マネジメント事業	管理運営 (入居者募集/入金管理/メンテナンス他)

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
当社本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷
子会社本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
238名	4名増	39歳9ヶ月	6年6ヶ月

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	2,450,136 千円
株式会社みずほ銀行	1,820,000
西武信用金庫	1,654,073

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

32,000,000株

(2) 発行済株式の総数

9,960,000株（自己株式82,821株を含む）

(3) 株主数

7,220名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 8 8	4,000,000 株	40.50 %
蜂 谷 二 郎	302,316	3.06
小 泉 和 弘	200,000	2.02
上田八木短資株式会社	179,100	1.81
山 元 孝 行	170,679	1.73
吉 田 俊 雄	155,435	1.57
石 丸 洋 介	130,679	1.32
高 瀬 宏 江	120,400	1.22
樋 口 匠	111,843	1.13
谷 口 華 恵	83,700	0.85

（注）持株比率は自己株式（82,821株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	4,403 株	3 名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
蜂 谷 二 郎	代表取締役社長	不動産部門、不動産特定共同事業管掌 FAITHアセットマネジメント株式会社取締役、 Hash Dash Holdings株式会社取締役 株式会社岩本組代表取締役会長
山 元 孝 行	常務取締役	工事部門、設計部門、広報企画、 FAITHアセットマネジメント株式会社管掌 株式会社岩本組取締役
石 丸 洋 介	取締役	管理部門（経理、財務、総務人事、法務）管掌 上席執行役員（経理部、財務部担当） 株式会社岩本組取締役
草 原 裕 之	取締役（常勤監査等委員）	株式会社岩本組監査役
香 月 裕 爾	取締役（監査等委員）	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役 弁護士法人小沢・秋山法律事務所代表社員弁護士
石 橋 幸 生	取締役（監査等委員）	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナース代表 株式会社 I & I パートナース代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社監査役 株式会社 V R C 監査役

- (注) 1. 取締役 香月裕爾氏及び石橋幸生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、草原裕之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員 石橋幸生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 香月裕爾氏及び石橋幸生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
- 上席執行役員は経理部・財務部担当 石丸洋介、不動産部担当 樋口匠、不動産部担当 奥啓二、執行役員は総務人事部・法務部担当 新井隆、建築一部担当 久野泰浩、建築二部担当 遠藤弘久、広報企画部担当 猪田昌明の総勢7名で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお当事業年度末日において、当該契約は監査等委員である取締役 草原裕之氏、香月裕爾氏及び石橋幸生氏との間で締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ア 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。
 - ア 基本報酬は、代表取締役・役付取締役・その他の取締役の別、担当領域の規模・当社における重要性、当社の業績や経営状況、経済情勢を総合的に勘案して決定する。
 - イ 監査等委員でない取締役には、基本報酬のほか、業績連動報酬を支給する。
業績連動報酬は、前期連結営業利益の額に応じ、監査等委員でない取締役全員の業績連動報酬総額を決定し、その範囲内で、各取締役の配分割合を決定する。
 - ウ 監査等委員でない取締役には、非金銭報酬として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。当該報酬は金銭債権とし、監査等委員でない取締役は、当該報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。
 - エ 監査等委員でない取締役については、代表取締役社長の報酬額を最上位とし、役位が下がるにつれて、報酬額が逡減する。また、役位が上がるにつれて、基本報酬及び非金銭報酬の割合を減らし、業績連動報酬の割合は増やす方針とする。
監査等委員である取締役については、客観的立場に基づき経営に対する監督及び助言を行う役割を考慮し、基本報酬のみを支給する。
- オ 基本報酬及び業績連動報酬のいずれも、支給額が決定された後、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払う。非金銭報酬は、毎年6月に開催される定時株主総会終了後2か月以内に支給する。
- カ 取締役の個人別の報酬等の決定について取締役その他の第三者へ委任しない。
- キ 取締役会で選定された3名以上の取締役で構成された指名報酬委員会（委員の過半数を社外取締役とする。）が取締役会の諮問を受けて、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容について審議し、取締役会に答申する。取締役会は、指名報酬委員会の審議の結果を尊重して、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員会において決定する。
- ク 取締役の適正な職務執行を担保するため、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合の、当該取締役に対する報酬の支給制限あるいは返還について、指名報酬委員会で検討

し、必要に応じて規程によって定める。

- b 決定方針は、取締役会の諮問を受けた指名報酬委員会において審議の上、答申した内容を尊重して、取締役会が決定しております。
- c 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重することとしており、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等限度額は、2021年6月25日開催の第20回定時株主総会において年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）とし、監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額4千万円以内と決議いただいております。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬としての金銭債権の総額は年額5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は3名、監査等委員である取締役は4名です。

③取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	143,296 (－)	43,293 (－)	92,006 (－)	7,996 (－)	3 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	25,200 (14,400)	25,200 (14,400)	－	－	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬は、前期連結営業利益の額をその指標としており、当事業年度における指標の実績は2,090,463千円であります。業績連動報酬に係る指標に営業利益を用いた理由は、当社グループの事業による利益に応じた報酬の分配を行うことにより、経営努力の成果を適切に報酬に反映させることができ、企業価値の持続的な向上に対する動機づけになると考えたからです。
2. 非金銭報酬として監査等委員でない取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に、その交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額会社が負担しております。なお、当該保険契約の被保険者は当社取締役及び子会社役員となります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先および兼職内容	兼職先と当社との関係
社外取締役（監査等委員）	香 月 裕 爾	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役 弁護士法人小沢・秋山法律事務所 代表社員弁護士	当社との特別な関係はありません。
社外取締役（監査等委員）	石 橋 幸 生	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナース代表 株式会社I & I パートナース 代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社 監査役 株式会社V R C 監査役	当社との特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役（監査等委員）	香 月 裕 爾	当事業年度開催の取締役会20回、監査等委員会26回すべてに出席しております。 主に弁護士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行い、経営に有益な情報を提供するなど、期待される役割を果たしてきました。 また、取締役会及び指名報酬委員会の議長を務めております。
社外取締役（監査等委員）	石 橋 幸 生	当事業年度開催の取締役会20回、監査等委員会26回すべてに出席しております。 主に公認会計士・税理士としての高度な専門的知識・経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行い、業務執行に対する監督を行うなど、期待される役割を果たしてきました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 42,000千円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 42,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は日本公認会計士協会が公表する監査、保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告」及び公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、妥当と判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお現在において、当該契約は締結しておりません。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は企業集団における業務の適正を確保するための体制として、2018年11月13日の取締役会にて、「内部統制（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」を定める決議を行っております。なお、当社は2021年6月25日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから内部統制システム構築の基本方針を改定しております。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、企業行動規範及び企業倫理規程、その他主要な規制法令に関連する規程を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。
 - b. 取締役会は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款及び取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。
 - c. 監査等委員会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
 - d. リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
 - e. 監査部門は各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
 - f. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。
 - g. 内部通報制度の窓口を社内及び社外の双方に設置する。また、その運用に関する規則を定め、通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。
 - h. 反社会的勢力への対応を所管する部署を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存し、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その上で総務人事部長を情報の保存及び管理を監督する責任者とする。

- b. 情報セキュリティ及び情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 業務に係る各種のリスクに対する適切な管理とリスク発生の防止に努めるため「リスク管理規程」を定め、経営の健全性確保を目指して体制の整備に取り組む。
- b. リスク管理委員会にて、当社を取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、これらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とする。
- b. 取締役会並びに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- c. 全社の重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を設置して、取締役会並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
- d. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
- e. 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の要求により設置するものとする。
- b. 前号の使用人の人数、人選等については監査等委員会との間で協議のうえ決定する。
- c. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に従事する間、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとする。

⑥ 監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役及び従業員は、当該使用人に対し監査等委員会からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

- ⑦ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに監査等委員会に報告するものとする。
 - b. 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
 - c. 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査等委員会へ報告を行う。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査等委員は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査等委員会に送付する。
 - b. 監査等委員は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員に対し詳細に説明する。
 - c. 監査部門又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査等委員会にも報告されるものとし、監査等委員会と監査部門又は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。
 - d. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社に関係会社の所管責任者を設置し、リスクの適切な管理及び経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組むものとする。
 - b. 子会社の取締役等の職務の執行については、関係会社管理規程に基づき、その職務の重要度に応じ、当社の所管責任者や取締役会への報告を行うものとする。
 - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査部が定期に子会社の監査を行う。

(当該体制の運用状況の概要)

当社における業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスの状況

当社の役職員のコンプライアンス意識の向上のため、全役職員を対象として、eラーニングを活用したインサイダー取引防止に関する研修、情報セキュリティに関する研修、ハラスメントに関する研修、会社法に関する研修などを行いました。

② リスク管理の状況

リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会を4回開催し、発生したリスク等の報告を行い、対応や再発防止策について協議いたしました。

③ 取締役の職務執行

取締役会を20回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

④ 監査等委員の職務執行

監査等委員会を26回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査部にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また監査等委員会、会計監査人、内部監査部は互いに連携し定期的に意見交換を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付け、業績推移・財務状況・今後の事業展開等を総合的に勘案しながら、配当性向35%を目標として配当を実施し、企業価値の向上に応じて配当総額を持続的に高めてまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって行うことができる旨を定款に定めております。

当該方針に基づき第24期事業年度の配当につきましては、1株当たり98.5円としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の新規事業の展開への備えと物件の開発資金としていくこととしております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,394,354	流動負債	6,795,589
現金及び預金	8,838,769	工事未払金	1,429,698
完成工事未収入金	55,495	短期借入金	468,000
仕掛販売用不動産	16,914,225	1年内返済予定の長期借入金	2,058,383
前渡金	398,200	1年内償還予定の社債	74,000
営業出資金	3,884	未払金	172,314
前払費用	65,952	未払費用	20,615
その他	117,826	未払法人税等	1,120,749
		前受金	922
固定資産	3,641,985	未成工事受入金	818,007
有形固定資産	2,439,034	預り金	375,281
建物	1,000,843	前受収益	10,689
構築物	15,124	賞与引当金	162,813
機械及び装置	101,514	アフターコスト引当金	19,826
車両運搬具	37,836	その他	64,288
工具、器具及び備品	61,972		
土地	1,673,117	固定負債	13,475,454
減価償却累計額	△451,373	社債	105,000
無形固定資産	635,846	長期借入金	13,265,523
のれん	614,575	その他	104,931
ソフトウェア	21,270	負債合計	20,271,044
投資その他の資産	567,104	(純資産の部)	
投資有価証券	0	株主資本	9,765,226
関係会社株式	50,536	資本金	681,120
出資金	2,130	資本剰余金	646,564
関係会社出資金	9,000	利益剰余金	8,494,600
長期前払費用	12,708	自己株式	△57,058
繰延税金資産	422,580	その他の包括利益累計額	69
その他	70,150	繰延ヘッジ損益	69
資産合計	30,036,340	純資産合計	9,765,296
		負債・純資産合計	30,036,340

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		29,915,894
売上原価		22,639,237
売上総利益		7,276,656
販売費及び一般管理費		2,757,623
営業利益		4,519,032
営業外収益		4,943
受取利息	1,994	
受取配当金	43	
役員退職慰労引当金戻入額	1,945	
その他	959	
営業外費用		417,032
支払利息	328,593	
社債利息	1,010	
支払手数料	49,297	
登録免許税	25,115	
その他	13,015	
経常利益		4,106,943
特別損失		
固定資産除却損	12,165	
投資有価証券評価損	68,325	80,490
税金等調整前当期純利益		4,026,452
法人税、住民税及び事業税	1,294,636	
法人税等調整額	△37,566	1,257,069
当期純利益		2,769,383
親会社株主に帰属する当期純利益		2,769,383

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	681,120	641,599	6,169,492	△60,089	7,432,122
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△444,274	－	△444,274
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	2,769,383	－	2,769,383
自己株式の処分	－	4,965	－	3,030	7,995
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	4,965	2,325,108	3,030	2,333,104
2025年3月31日残高	681,120	646,564	8,494,600	△57,058	9,765,226

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
2024年4月1日残高	△421	△421	7,431,701
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△444,274
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	2,769,383
自己株式の処分	－	－	7,995
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	490	490	490
連結会計年度中の変動額合計	490	490	2,333,594
2025年3月31日残高	69	69	9,765,296

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社岩本組

(2) 非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

F A I T Hアセットマネジメント株式会社

フェイスプロパティーズ合同会社

フェイスF Pサロン株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

非連結子会社の名称

F A I T Hアセットマネジメント株式会社

フェイスプロパティーズ合同会社

フェイスF Pサロン株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の株式会社岩本組の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算にもとづく計算書類を使用しております。

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

評価方法

その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

及び評価方法

評価方法

仕掛販売用不動産 …………… 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

①有形固定資産

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

建物

3 ~ 50年

構築物

10~35年

機械及び装置

8 ~ 17年

車面運搬具

2 ~ 6 年

工具、器具及び備品

2 ~ 15年

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

①賞与引当金

…………… 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。

- ②アフターコスト引当金 …………… 当連結会計年度末までに販売した物件に係るアフターコストに備えるため、個別物件に係る必要額を計上しております。
- ③工事損失引当金 …………… 受注工事にかかる将来の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持ち工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 重要な収益及び費用の計上基準 …………… 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
- ①請負工事契約 …………… 請負工事契約につきましては一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして、工事進捗度に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。(工事の進捗率の見積りは発生原価に基づくインプット法)
- 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。
- ②請負工事以外の工事、不動産等の譲渡及び役務提供 …………… ①以外の工事、不動産等の譲渡及び物件管理等の役務提供につきましては、物件の引渡し、又は役務提供終了時に履行義務を充足したとして収益を認識しております。
- (2) のれんの償却方法及び償却期間 …………… 7年間の定額法により償却しております。
- (3) ヘッジ会計の方法 …………… ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
⑦ヘッジ手段……………金利スワップ取引
①ヘッジ対象……………借入金
- ③ヘッジ方針
借入金に係るヘッジ取引は、デリバティブ管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っています。

④ヘッジの有効性評価の方法

借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

- (4) 控除対象外消費税等の会 …………… 控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として計処理
処理しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

請負工事売上高（未成分） 150,056千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

請負工事にかかる収益の計上基準として、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には収益認識基準の適用により、一定の期間にわたり充足される履行義務として、工事進捗度に応じて収益を計上しております。（工事の進捗率の見積りは発生原価に基づくインプット法）

履行義務の充足に係る工事進捗度の見積りは、決算日までの実際発生原価の工事完了までの見積工事原価総額に対する割合に基づき、見積工事原価総額は当初は実行予算に基づき算定しております。見積工事原価総額は、実行予算作成時においては入手可能な情報に基づき、仕様や工期、調達価格等の主要な仮定を設定し、工事の完了に必要となる各工事種別毎に原価を見積もり、工事着手後においては各案件毎に実際発生原価を集計・管理し、追加工事を含め、状況の変化に伴い見積工事原価総額の見直しを行っております。

見積工事原価総額に用いられる各種の仮定は、想定していなかった工事の発生や、調達価格の変動等が生じたことにより、見積工事原価総額が変更となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、売上高及び売上原価が変動する可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

の れ ん 614,575千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

その資産性については「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、支配獲得時に識別した超過収益力の評価も踏まえ、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を識別した場合には、将来の事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画等には、収益及び費用の予測について重要な仮定が含まれております。

当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少した場合には、翌連結会計年度における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	13,678,018千円
建物	538,707千円
土地	1,601,515千円
計	15,818,241千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	309,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,892,141千円
長期借入金	12,525,946千円
計	14,727,087千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	9,960,000株
------	------------

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	82,821株
------	---------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2024年5月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	444,274,920円
1株当たり配当金額	45円
配当金の原資	利益剰余金
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年5月26日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	972,902,132円
1株当たり配当金額	98.5円
配当金の原資	利益剰余金
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動に必要な資金を、主に金融機関等からの借入及び社債発行により調達しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金・社債等は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクが存在しますが、当社グループは担当部署である財務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。またその一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 資金調達に係る流動性のリスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画表を作成・更新することにより流動性のリスクを管理しております。

② 資金調達に係る金利変動のリスクの管理

当社グループは、金利スワップ取引を利用することにより、借入金に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めたデリバティブ管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。取引実績は、定期的に取締役会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 社債(*3)	(179,000)	(178,751)	△248
(2) 長期借入金(*4)	(15,323,906)	(15,313,363)	△10,543
負債計	(15,502,906)	(15,492,114)	△10,792
デリバティブ取引(*5)	(99)	(99)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 現金及び預金については、現金であること、及び預金、完成工事未収入金、前渡金、工事未払金、短期

借入金、未払法人税等、預り金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

①金利スワップ関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	66,680	26,684	99

(注2) 市場価格のない株式等

区分	(単位：千円)
営業出資金 (*6)	3,884
関係会社株式	50,536
投資有価証券	0
出資金	2,130
関係会社出資金	9,000

(*6) 営業出資金は不動産特定共同事業に係る任意組合への出資であり、これは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 金利関連	—	99	—	99

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	178,751	—	178,751
長期借入金	—	15,313,363	—	15,313,363
負債計	—	15,492,114	—	15,492,114

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都において、賃貸用のマンション（土地含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	当連結会計年度末の時価 (千円)
110,611	132,558

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	不動産投資支援事業	不動産マネジメント事業	
一時点で移転される財及びサービス	24,665,731	642,233	25,307,964
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	3,732,920	—	3,732,920
顧客との契約から生じる取引	28,398,652	642,233	29,040,885
その他の収益	647,533	227,475	875,008
外部顧客への売上高	29,046,185	869,709	29,915,894

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸料収入等及び特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針の対象となる小口化販売額であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 不動産投資支援事業

不動産投資支援事業は、主に新築一棟マンション及び中古一棟ビルリノベーションを不動産オーナーに提供する不動産商品と、主に新築一棟マンション建築予定の土地を先行販売し、工事請負契約を締結して建築する建築商品があり、不動産商品につきましては不動産売買契約に基づき、物件が引渡される時点で履行義務が充足されるものであり、当該引渡し時に収益を認識しております。建築商品につきましては、土地の先行販売分は不動産商品と同様に引渡し時に収益を認識しており、工事請負契約に係るものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

なお、不動産投資支援事業に係る物件の取引の対価は契約により決定され、手付金等を受領する場合もありますが、最終的に物件引渡し時に決済を行うため、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業は顧客との契約に基づき、賃料や入退去の管理業務やビル管理業務を履行するもので、入居者やテナント等から収受した金額から手数料等管理料を控除した金額を毎月送金する義務を負っており、顧客へ当該履行義務を充足した時点で収益を認識しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、当社グループが直接収受する賃料につきましてはリース取引に関する会計基準の適用範囲であり、収益認識基準の適用外であります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
(1) 契約資産及び契約負債の残高

	期首残高(千円)	期末残高(千円)
顧客との契約から生じた債権	35,914	55,495
契 約 資 産	1,537,306	—
契 約 負 債	337,787	742,437

契約資産は主に、工事請負契約について進捗度に基づき認識した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち債権を除いたものであります。契約資産は対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。しかし、原則として対象物件の引渡しと同時に決済を行うため、債権はほとんど発生いたしません。

契約負債は、顧客との工事請負契約又は売買契約について、収益の認識額を上回って、または物件の引渡しに先立って受領した対価、即ち前受金等に関するものであり、履行義務が充足した時点で収益に振り替えられて減少します。前受金等は工事の進捗に応じて概ね半年以内には解消されるものであります。

なお、前連結会計年度末における契約負債のうち、当連結会計年度において収益に振り替えられた金額は、290,077千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

工事請負契約に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,675,943千円であり、収益の認識が見込まれる期間は以下の通りであります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、契約期間が1年以内の契約については注記の対象としておりません。

	当連結会計年度(千円)
1 年 以 内	705,943
1 年 超 2 年 以 内	970,000
合 計	1,675,943

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	988円 67銭
1 株当たり当期純利益	280円 42銭

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,982,112	流動負債	6,339,324
現金及び預金	8,398,200	工事未払金	1,206,522
仕掛販売用不動産	17,007,082	短期借入金	468,000
前渡金	398,200	1年内返済予定の長期借入金	2,058,383
営業出資金	3,884	1年内償還予定の社債	74,000
前払費用	61,292	未払金	144,620
その他	113,452	未払費用	13,003
		未払法人税等	1,104,131
固定資産	3,747,950	前受金	922
有形固定資産	2,435,757	未成工事受入金	742,437
建物	997,898	預り金	362,454
構築物	15,124	前受収益	10,689
機械及び装置	101,514	賞与引当金	132,973
車両運搬具	37,836	アフターコスト引当金	4,632
工具、器具及び備品	56,865	その他	16,554
土地	1,673,117		
減価償却累計額	△446,598	固定負債	13,471,412
		社債	105,000
無形固定資産	20,723	長期借入金	13,265,523
ソフトウェア	20,723	その他	100,889
		負債合計	19,810,737
投資その他の資産	1,291,469	(純資産の部)	
投資有価証券	0	株主資本	9,919,256
関係会社株式	887,336	資本金	681,120
出資金	2,130	資本剰余金	646,564
関係会社出資金	9,000	資本準備金	631,120
長期前払費用	12,415	その他資本剰余金	15,444
繰延税金資産	311,196	利益剰余金	8,648,630
その他	69,391	利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	8,638,630
		繰越利益剰余金	8,638,630
		自己株式	△57,058
		評価・換算差額等	69
		繰延ヘッジ損益	69
資産合計	29,730,062	純資産合計	9,919,325
		負債・純資産合計	29,730,062

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		27,851,385
売上原価		20,880,223
売上総利益		6,971,162
販売費及び一般管理費		2,432,406
営業利益		4,538,755
営業外収益		
受取利息	1,831	
受取配当金	43	
還付加算金	328	
その他	321	2,524
営業外費用		
支払利息	328,593	
社債利息	1,010	
支払手数料	49,297	
登録免許税	25,115	
その他	13,015	417,032
経常利益		4,124,247
特別損失		
固定資産除却損	12,165	
投資有価証券評価損	68,325	80,490
税引前当期純利益		4,043,757
法人税、住民税及び事業税	1,276,240	
法人税等調整額	△34,954	1,241,286
当期純利益		2,802,470

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024年4月1日残高	681,120	631,120	10,479	641,599
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	4,965	4,965
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	4,965	4,965
2025年3月31日残高	681,120	631,120	15,444	646,564

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
2024年4月1日残高	10,000	6,280,434	6,290,434	△60,089	7,553,064
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	△444,274	△444,274	－	△444,274
当期純利益	－	2,802,470	2,802,470	－	2,802,470
自己株式の処分	－	－	－	3,030	7,995
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	2,358,195	2,358,195	3,030	2,366,191
2025年3月31日残高	10,000	8,638,630	8,648,630	△57,058	9,919,256

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	△421	△421	7,552,643
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△444,274
当期純利益	－	－	2,802,470
自己株式の処分	－	－	7,995
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	490	490	490
事業年度中の変動額合計	490	490	2,366,681
2025年3月31日残高	69	69	9,919,325

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>①関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>②その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。</p> |
| (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 | 時価法を採用しております。 |
| (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 販売用不動産 | <p>…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。</p> |
| 仕掛販売用不動産 | <p>…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。</p> |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|----|-------|-----|--------|--------|-------|-------|------|-----------|-------|
| (1) 有形固定資産 | <p>…………… 建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。</p> <p>ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～35年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>8～17年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2～6年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </table> | 建物 | 3～50年 | 構築物 | 10～35年 | 機械及び装置 | 8～17年 | 車両運搬具 | 2～6年 | 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
| 建物 | 3～50年 | | | | | | | | | | |
| 構築物 | 10～35年 | | | | | | | | | | |
| 機械及び装置 | 8～17年 | | | | | | | | | | |
| 車両運搬具 | 2～6年 | | | | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 | | | | | | | | | | |
| (2) 無形固定資産 | <p>…………… 定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> | | | | | | | | | | |

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。
- (2) アフターコスト引当金 …………… 当事業年度末までに販売した物件に係るアフターコストに備えるため、個別物件に係る必要額を計上しております。
- (3) 工事損失引当金 …………… 受注工事にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末の手持ち工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- 収益及び費用の計上基準 …………… 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
- (1) 請負工事契約 …………… 請負工事契約につきましては一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして、工事進捗度に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。(工事の進捗率の見積りは発生原価に基づくインプット法)
契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。
- (2) 請負工事以外の工事、不動産等の譲渡及び役務提供 …………… (1)以外の工事、不動産等の譲渡及び物件管理等の役務提供につきましては、物件の引渡し、又は役務提供終了時に履行義務を充足したとして収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法 …………… ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
㊦ヘッジ手段……………金利スワップ取引
①ヘッジ対象……………借入金
- ③ヘッジ方針
借入金に係るヘッジ取引は、デリバティブ管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っています。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。
- (2) 控除対象外消費税等の処理 …………… 控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理方法
しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

請負工事売上高（未完成分）	150,056千円
---------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	887,336千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、計算書類の作成にあたり、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。

当事業年度において関係会社株式評価損は計上しておりませんが、今後、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の関係会社株式、関係会社株式評価損に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	13,678,018千円
建物	538,707千円
土地	1,601,515千円
計	15,818,241千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	309,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,892,141千円
長期借入金	12,525,946千円
計	14,727,087千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4千円
短期金銭債務	329,789千円
長期金銭債務	3,305千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売	上	高	960千円
売	上	原 価	922,960千円
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,000千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	82,821株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
投資有価証券評価損	157,915 千円	
未払事業税	54,302	
賞与引当金	40,716	
減価償却超過額	12,000	
繰延消費税額	2,254	
アフターコスト引当金	1,418	
未払金	1,363	
その他	41,257	
繰延税金資産合計	311,227	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△30	
繰延税金負債合計	△30	
繰延税金資産純額	311,196	

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円) (注)1
子会社	(株)岩本組	直接 100%	当社施工物件の 施工協力 資金の貸付 役員の兼任	建設工事の発注(注)2	1,813,314	工事未払金	328,159
				資金の貸付(注)3	300,000	短期貸付金	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 資金の貸付については、無利息としております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,004円 27銭
1 株当たり当期純利益	283円 77銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社フェイスネットワーク
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 田 中 章 公

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大 山 昌 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フェイスネットワークの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フェイスネットワーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社フェイスネットワーク
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 田中章公

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大山昌一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フェイスネットワークの2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社フェイスネットワーク 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 草 原 裕 之 ㊞
監査等委員（社外取締役） 香 月 裕 爾 ㊞
監査等委員（社外取締役） 石 橋 幸 生 ㊞

以 上

株主総会会場 ご案内図

会 場： TRUNK(HOTEL) 2階 KEYAKI

東京都渋谷区神宮前5-31

交 通： 東京メトロ 千代田線
東京メトロ 副都心線
J R 線

東京メトロ 銀座線
東京メトロ 半蔵門線
東京メトロ 副都心線
J R 線
東急東横線
東急田園都市線

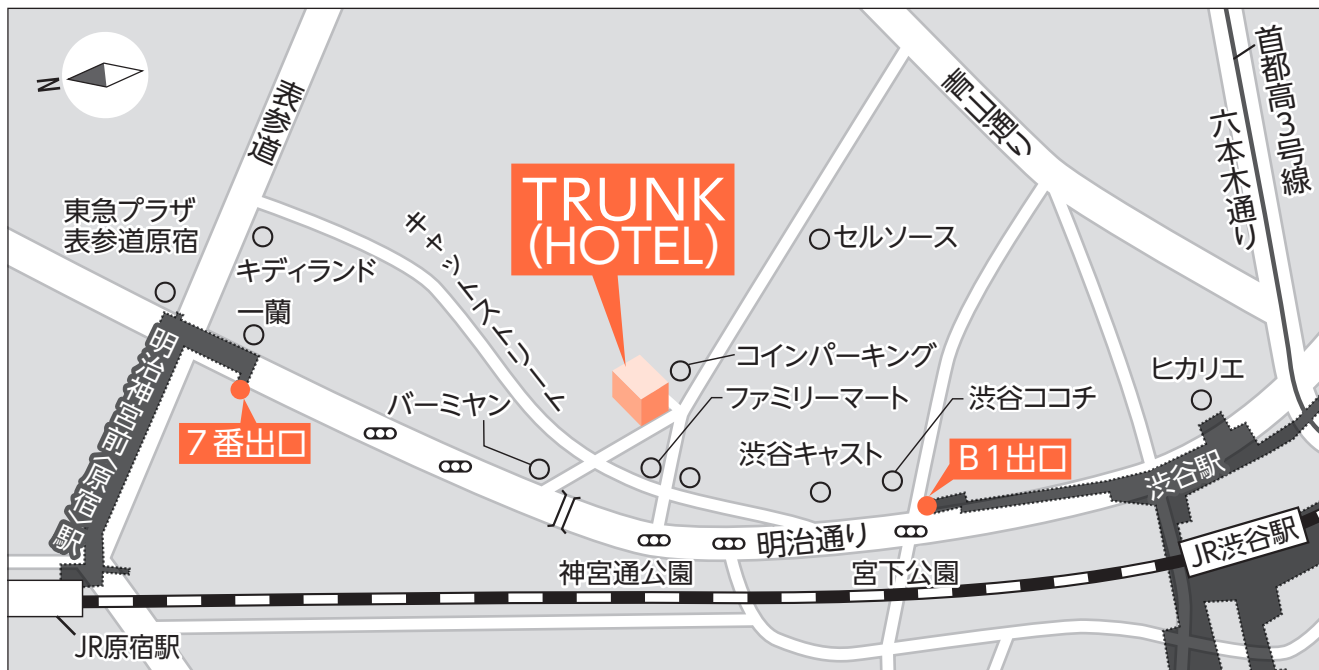
明治神宮前〈原宿〉駅・
原宿駅

7番出口より
徒歩約6分

渋谷駅

B1出口より
徒歩約7分

(お車でのご来場はご遠慮ください)



株式会社フェイスネットワーク

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号
TEL：03-6432-9937 (代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。